

提出日を記載

平成 29 年寄附分

市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

平成 年 太 地 町 月 長 日 殿	整理番号	捺印
住 所	フリガナ	印
	氏 名	
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明・大・昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附をした年月日と金額を記載

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年提出する義務がない者又は同法第121条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除額が、当該寄附金の総額の10%未満である場合、申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされ）に限り、チェックして下さい。

確定申告の提出が不要であり、住民税申告（寄附金控除は除く）も提出不要である場合に限り、チェックして下さい。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行った地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

ワンストップ特例申請で寄附する市町村数
が、年間で5市町村以下である場合のみ、
チェックして下さい。

平成 29 年寄附分 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所	受付日付印
氏 名	殿

受付団体名	太地町役場
-------	-------

- ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は、確定申告・住民税申告を要しない方が「ふるさと納税」をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、「ふるさと納税」を行った翌年の6月以降に支払う住民税の控除が行われます。
- 寄附をされる窓口にて申請書を提出してください。後日、総務課より受付書を郵送いたします。
- 地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が確定申告又は住民税申告をしてしまった場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。
- ワンストップ特例申請をした後に、その他の控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。
- ワンストップ特例の申請市町村数が年間5市町村を越えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効となりますので、ご注意ください。
- ご不明な点があれば、太地町役場 総務課（0735-59-2335）までお問い合わせください。